問１

ＣＦＰ®認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題１）

（設問Ａ）著作権法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．個人的または家庭内の限られた範囲内での私的使用が目的であれば、一定の条件の下、著作権者の許諾なく使用者が著作物を複製することができる。
２．大学の講師は、マネー雑誌など公表された著作物の一部を当該講師が行う授業に必要な範囲で複製し、出典を明示したうえで、学生に配付して授業の資料とすることができる。
３．著作権の発生には「方式主義」と「無方式主義」があり、わが国の著作権法では著作物を創作した時点で自動的に著作権が発生する「無方式主義」を採用している。
４．共同著作物の著作権は、原則として最初に死亡した著作者の死後７０年を経過するまでの間存続する。

（問題２）

（設問Ｂ）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては、特定受託事業者を「フリーランス」といい、また、「業務委託事業者」は従業員を使用する法人（特定業務委託事業者）であり、フリーランスに６ヵ月以上の業務委託をするものとする。

１．業務委託事業者は、フリーランスに対して業務を委託するに当たり、性的な言動、妊娠・出産に関する言動、取引上の優越的な関係を背景とした言動により就業環境を害することのないよう、フリーランスからの相談に応じて適切に対応する体制の整備等必要な措置を講じなければならない。
２．業務委託事業者がＳＮＳでフリーランスを募集する際、当該業務委託事業者のウェブサイト上に必須情報を記載した募集要項がある場合は、そのＵＲＬリンクのみをＳＮＳに載せて募集することができ、ＳＮＳの募集広告自体に当該必須情報を記載する必要はない。
３．業務委託事業者は、フリーランスとの業務委託に係る契約を解除する場合または契約を更新しない場合、当該フリーランスに対し、原則として解除日または契約満了日の少なくとも３０日前までにその旨を予告しなければならない。
４．フリーランスは、業種・職種を問わず、労働者災害補償保険に特別加入することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問２

ＣＦＰ®認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３）

（設問Ａ）以下の４人のうち、都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）が行う日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）の対象者として、最も適切な人は誰か。

本人	本人の状況
Ａさん	・ 認知症との診断は受けておらず、判断能力は十分である。 ・ 本事業の契約内容について、判断し得る能力を有している。 ・ 自宅で一人暮らしをしている。 ・ 成年後見等開始の審判は受けていない。
Ｂさん	・ 軽度の精神障害があり、判断能力は不十分である。 ・ 本事業の契約内容について、判断し得る能力を有している。 ・ 両親と同居している。 ・ 成年後見等開始の審判は受けていない。
Ｃさん	・ 認知症との診断を受けており、判断能力は不十分である。 ・ 本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していない。 ・ 介護福祉施設に入所している。 ・ 成年後見人が選任されている。
Ｄさん	・ 認知症との診断は受けていないが、判断能力は不十分である。 ・ 本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していない。 ・ 病院に入院している。 ・ 成年後見等開始の審判は受けていない。

１．Ａさん
２．Ｂさん
３．Ｃさん
４．Ｄさん

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４）

（設問Ｂ）会社員の藤原健太さんはパート勤務の妻と４人の子の６人家族である。以下の＜資料＞に基づき、健太さんが受け取ることができる児童手当の月額として、正しいものはどれか。なお、児童手当の支給要件は満たしており、記載のない事項は考慮しないものとする。

＜資料＞

［藤原家のデータ］

氏名	続柄	年齢	備考
藤原　健太	本人	４８歳	前年の給与所得は８００万円である。
藤原　美咲	妻	４６歳	前年のパートによる給与収入は９０万円である。
藤原　春翔	長男	２０歳	大学２年生
藤原　菜月	長女	１６歳	高校１年生
藤原　沙良	二女	７歳	小学１年生
藤原　湊	二男	２歳	

※４人の子の生活費の相当部分の負担は、健太さんが行っている。

［児童手当の支給額］

児童の年齢	児童手当の額（１人当たり月額）
３歳未満	１５,０００円（第３子以降は３０,０００円）
３歳以上高校生年代まで	１０,０００円（第３子以降は３０,０００円）

※第３子以降とは、親等に経済的負担がある２２歳年度末（２２歳に達する日以後最初の３月３１日）までの子も含め、年齢が上の子から順に数えて３人目以降となる子をいう。

１．３５,０００円
２．５０,０００円
３．７０,０００円
４．８０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題５）

（設問Ｃ）以下の＜資料＞は、総務省統計局が公表した「家計調査報告（家計収支編）２０２５年平均結果の概要」を基に作成したものである。この＜資料＞に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、計算結果で端数が生じた場合は表示単位の小数点以下第２位を四捨五入すること。

＜資料＞

［二人以上の世帯のうち６５歳以上の無職世帯の家計収支－２０２５年－］　（円）

項目	世帯主の年齢階級		
	６５～６９歳	７０～７４歳	７５歳以上
実収入	２９０,１１０	２８７,７２５	２５２,７９８
社会保障給付	２０６,２２２	２２４,９８０	２１１,２８９
非消費支出	４４,４００	３９,１２７	３１,５６３
可処分所得			
消費支出	２９６,９９７	２８５,８４４	２４８,４６０
黒字			
平均消費性向（%）	（　ア　）		
黒字率（%）			（　イ　）

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

- 平均消費性向が他の年齢階級と比べて最も高かったのは、６５～６９歳の世帯で（　ア　）％であった。
- 黒字率が他の年齢階級と比べて最も高かったのは、７５歳以上の世帯で（　イ　）％であった。

１．（ア）１２０.９　（イ）▲１２.３
２．（ア）１０２.４　（イ）　１.７
３．（ア）１２０.９　（イ）　１.７
４．（ア）１０２.４　（イ）▲１２.３

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

ⓒＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問３

パーソナルファイナンスに関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、設問Ａ、Ｂについては以下の＜資料＞に基づいて解答してください。

＜資料＞

【収入に関する事項】

◯収入（年間・手取り）

荒木　信男さん（夫・会社員）：現在６００万円。２０３６年末に定年退職し、２０３７年から２０４１年末まで再雇用で勤務する。２０３７年以降の収入は３００万円となる。

荒木　直子さん（妻・会社員）：現在２４０万円。２０４０年末に退職する。

◯一時的収入　信男さんは、２０３７年に退職一時金１，５００万円（手取り）を受け取る。

【支出に関する事項】

◯基本生活費：年間３６０万円。長女が就職する２０３４年から３００万円となる。

◯住宅関連費（自宅マンション）

住宅ローン：金利１．０％（全期間固定）
元利均等返済（ボーナス返済なし）
年間返済額２００万円
債務者は信男さんで７５歳時に完済予定

固定資産税等：年間２０万円

管理費・修繕積立金：年間３６万円

◯教育費

長女：私立中学校に在学中であり、私立高校、私立理系大学（四年制）に進学を予定している。
なお、高校の教育費は、高等学校等就学支援金を差し引いた額である。

	中学校		高校		大学	
	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	５０万円	１２０万円	３４万円	５０万円	８５万円	１２０万円
入学一時金	１０万円	６０万円	１５万円	３０万円	４０万円	５０万円

◯保険料：年間４８万円。長女が就職する２０３４年から３６万円となる。

◯その他支出：年間３０万円

◯一時的支出：２０３０年に家族旅行費用５０万円

【留意事項】

- キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ＜資料＞の金額はすべて２０２６年（基準年）時点の現在価値である。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜現状のキャッシュフロー表＞　　（単位：万円）

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦（年）			2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
家族・年齢	荒木　信男	夫	49	50	51	52	53	54	55	56
	直子	妻	45	46	47	48	49	50	51	52
	順子	長女	15	16	17	18	19	20	21	22
ライフイベント				長女 高校入学			長女 大学入学 家族旅行			
		変動率								
収入	夫	1.5%	600	609						
	妻	1.5%	240	244	247	251	255	259	262	266
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	－	840	853						
支出	基本生活費	2.0%	360	367						
	住宅関連費	0.0%	256	256	256	256	256	256	256	256
	教育費	1.5%	120	81						
	保険料	0.0%	48	48						
	その他支出	2.0%	30	31	31	32	32	33	34	34
	一時的支出	2.0%	0	0						
	支出合計	－	814	783			（ア）			
年間収支		－	26	70						
預貯金等残高		1.0%	1,000	1,080						

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦（年）			2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
家族・年齢	荒木　信男	夫	57	58	59	60	61	62	63	64
	直子	妻	53	54	55	56	57	58	59	60
	順子	長女	23	24	25	26	27	28	29	30
ライフイベント			長女就職		夫定年 退職	夫再雇用			妻退職	夫再雇用 期間満了
		変動率								
収入	夫	1.5%								
	妻	1.5%	270	274	279	283	287	291	296	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	1,500	0	0	0	0
	収入合計	－								
支出	基本生活費	2.0%								
	住宅関連費	0.0%	256	256	256	256	256	256	256	256
	教育費	1.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険料	0.0%								
	その他支出	2.0%	35	36	37	37	38	39	40	40
	一時的支出	2.0%								
	支出合計	－								
年間収支		－					▲64	▲64	▲62	▲361
預貯金等残高		1.0%								

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
　ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題６）

（設問Ａ）荒木さん夫婦は、将来の資金計画についてＣＦＰ®認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

１．９０７
２．９５６
３．９６０
４．９６４

（問題７）

（設問Ｂ）荒木さん夫婦は、老後の生活設計のため、個人型確定拠出年金（以下「ｉＤｅＣｏ」という）を利用することを考えている。そこで、ＣＦＰ®認定者は、以下の＜見直しの内容＞を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表の空欄（イ）、（ウ）にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、荒木さん夫婦はｉＤｅＣｏの掛金を拠出することができる要件を満たし、ｉＤｅＣｏの掛金は収入額から差し引くものとし、ｉＤｅＣｏによる減税額および手数料は考慮しないものとする。また、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

＜見直しの内容＞

- 信男さんは、２０２７年（５０歳）から２０３６年までの１０年間、ｉＤｅＣｏに年額２４万円を拠出し、６５歳の時点で一時金として受け取る。
- 直子さんは、２０３４年から２０４０年まで、ｉＤｅＣｏに年額２４万円を拠出し、６５歳の時点で一時金として受け取る。
- ｉＤｅＣｏの運用利率は、年４．０％とする。

※ｉＤｅＣｏ年金資産は、本設問では次の計算式を用いる。
ｉＤｅＣｏ年金資産＝前年末のｉＤｅＣｏ年金資産残高×（１＋運用利率）＋当年の掛金拠出額

１．（イ）３，４１０　（ウ）４０２
２．（イ）３，４１０　（ウ）４２６
３．（イ）３，４８１　（ウ）４０２
４．（イ）３，４８１　（ウ）４２６

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜見直し後のキャッシュフロー表＞　　（単位：万円）

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦（年）			2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
家族・年齢	荒木　信男	夫	49	50	51	52	53	54	55	56
	直子	妻	45	46	47	48	49	50	51	52
	順子	長女	15	16	17	18	19	20	21	22
ライフイベント				長女 高校入学			長女 大学入学 家族旅行			
		変動率								
収入	夫	1.5%	600	609						
	妻	1.5%	240	244	247	251	255	259	262	266
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	ｉＤｅＣｏ掛金	0.0%	0	▲24	▲24	▲24	▲24	▲24	▲24	▲24
	収入合計	－	840	829						
支出	基本生活費	2.0%	360	367						
	住宅関連費	0.0%	256	256	256	256	256	256	256	256
	教育費	1.5%	120	81						
	保険料	0.0%	48	48						
	その他支出	2.0%	30	31	31	32	32	33	34	34
	一時的支出	2.0%	0	0						
	支出合計	－	814	783						
年間収支		－	26	46						
預貯金等残高		1.0%	1,000	1,056						
ｉＤｅＣｏ年金資産		4.0%	0	24	49	75	102	130	159	189

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦（年）			2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
家族・年齢	荒木　信男	夫	57	58	59	60	61	62	63	64
	直子	妻	53	54	55	56	57	58	59	60
	順子	長女	23	24	25	26	27	28	29	30
ライフイベント			長女就職		夫定年 退職	夫再雇用			妻退職	夫再雇用 期間満了
		変動率								
収入	夫	1.5%								
	妻	1.5%	270	274	279	283	287	291	296	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	1,500	0	0	0	0
	ｉＤｅＣｏ掛金	0.0%							▲24	0
	収入合計	－								
支出	基本生活費	2.0%								
	住宅関連費	0.0%	256	256	256	256	256	256	256	256
	教育費	1.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険料	0.0%								
	その他支出	2.0%	35	36	37	37	38	39	40	40
	一時的支出	2.0%								
	支出合計	－								
年間収支		－					▲88	▲88	▲86	▲361
預貯金等残高		1.0%			1,980	（イ）				
ｉＤｅＣｏ年金資産		4.0%	245			（ウ）				

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。ただし、預貯金等残高とｉＤｅＣｏ年金資産は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題８）

（設問Ｃ）平沼さんは２０３２年３月末に定年退職を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の５年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、２０３７年３月末にリタイアする予定である。平沼さんはリタイア後の生活資金を準備するため、２０２７年４月１日から資金運用を開始する。リタイア後の２０３７年４月１日以降は、退職一時金と蓄えた資金を、複利運用しながら取り崩して生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の＜条件＞に基づく場合、２０３２年４月１日から２０３７年３月末までの５年間、毎年３月末に積み立てるべき一定金額（最少額）として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

＜条件＞

［リタイア前］

・ 自助努力で準備した老後のための資金５００万円（２０２７年３月末時点）を、２０２７年４月１日から２０３７年３月末までの１０年間、年利２．５％で複利運用する。
・ ２０３２年３月末に受け取る退職一時金１，３００万円（手取り額）を、２０３２年４月１日から２０３７年３月末までの５年間、年利２．０％で複利運用する。
・ ２０２７年４月１日から２０３２年３月末までの５年間、毎年３月末に６０万円を積み立てながら、年利２．０％で複利運用し、積み立てた金額を２０３２年４月１日から２０３７年３月末までの５年間は年利２．０％で複利運用する。
・ ２０３２年４月１日から２０３７年３月末までの５年間、毎年３月末に一定金額を積み立てながら、年利２．０％で複利運用する。

［リタイア後］

リタイアするまでに蓄えた資金について、次のＡ、ＢおよびＣの運用と取崩しを行う。

Ａ：２０３７年４月１日からの４年間、年利１．５％で複利運用し、２０４１年３月末にリフォーム資金として５００万円を取り崩す。

Ｂ：上記Ａのほか、２０３７年４月１日から２０５２年３月末までの１５年間、年利１．５％で複利運用しながら、毎年３月末に１００万円ずつ取り崩す。

Ｃ：上記ＡおよびＢの運用と取崩しを行った後、その残額を２０５２年４月１日から２０６７年３月末までの１５年間は年利１．０％で複利運用しながら、毎年３月末に８０万円ずつ取り崩す。

＜係数表＞　※係数表の数値は正しいものとする。

［終価係数］

期間	１．０％	１．５％	２．０％	２．５％
４年	1.041	1.061	1.082	1.104
５年	1.051	1.077	1.104	1.131
１０年	1.105	1.161	1.219	1.280
１５年	1.161	1.250	1.346	1.448

［現価係数］

期間	１．０％	１．５％	２．０％	２．５％
４年	0.961	0.942	0.924	0.906
５年	0.951	0.928	0.906	0.884
１０年	0.905	0.862	0.820	0.781
１５年	0.861	0.800	0.743	0.690

［年金終価係数］

期間	１．０％	１．５％	２．０％	２．５％
４年	4.060	4.091	4.122	4.153
５年	5.101	5.152	5.204	5.256
１０年	10.462	10.703	10.950	11.203
１５年	16.097	16.682	17.293	17.932

［年金現価係数］

期間	１．０％	１．５％	２．０％	２．５％
４年	3.902	3.854	3.808	3.762
５年	4.853	4.783	4.713	4.646
１０年	9.471	9.222	8.983	8.752
１５年	13.865	13.343	12.849	12.381

［資本回収係数］

期間	１．０％	１．５％	２．０％	２．５％
４年	0.256	0.259	0.263	0.266
５年	0.206	0.209	0.212	0.215
１０年	0.106	0.108	0.111	0.114
１５年	0.072	0.075	0.078	0.081

［減債基金係数］

期間	１．０％	１．５％	２．０％	２．５％
４年	0.246	0.244	0.243	0.241
５年	0.196	0.194	0.192	0.190
１０年	0.096	0.093	0.091	0.089
１５年	0.062	0.060	0.058	0.056

１．　５３万円

２．　５９万円

３．　９５万円

４．１０１万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問４

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問Ａ～Ｇについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題９）

（設問Ａ）松尾さん夫婦（ともに会社員・夫婦合計年収１，５３６万円）は、住宅の購入を計画しており、ＣＦＰ®認定者に以下の＜条件＞に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については１０万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税は考慮しないものとする。

＜条件＞

- 用意した住宅購入用資金８００万円を住宅購入に充てる。この資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- 住宅ローンの条件は、金利年２．７５％（全期間固定）、返済期間３０年（返済回数３６０回）、元金均等返済、毎月返済のみ（ボーナス返済なし）とする。
- 住宅ローンの借入額については、８年目の最初の月（返済回数８４回終了後の８５回目の返済月）の元利合計返済額が、現在の夫婦合計年収の２５％の１２分の１となるようにする。
- 住宅購入のための諸費用は物件価格の９％とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

１．６，５２０万円
２．７，１１０万円
３．７，２００万円
４．７，８５０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１０）

（設問Ｂ）筒井さんは、以下の＜住宅ローン＞について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから５年経過した時点（返済回数６０回終了後）で、８００万円の繰上げ返済を行った場合、削減される年間の返済額（元利合計）として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

＜住宅ローン＞
借入額：３,６００万円
借入金利：年２．１％（全期間固定）
返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ（ボーナス返済なし）
返済期間：２０年（返済回数２４０回）

＜係数表＞　※係数表の数値は正しいものとする。

［終価係数（１ヵ月用)］

期間	２．１％
１０年	１．２３３４５
１５年	１．３６９８８
２０年	１．５２１４０

［現価係数（１ヵ月用)］

期間	２．１％
１０年	０．８１０７３
１５年	０．７２９９９
２０年	０．６５７２９

［年金終価係数（１ヵ月用)］

期間	２．１％
１０年	１３３．４００９５
１５年	２１１．３６１２１
２０年	２９７．９４４５７

［年金現価係数（１ヵ月用)］

期間	２．１％
１０年	１０８．１５２５５
１５年	１５４．２９１５３
２０年	１９５．８３５４０

［資本回収係数（１ヵ月用)］

期間	２．１％
１０年	０．００９２５
１５年	０．００６４８
２０年	０．００５１１

［減債基金係数（１ヵ月用)］

期間	２．１％
１０年	０．００７５０
１５年	０．００４７３
２０年	０．００３３６

１．　６２万円
２．　８８万円
３．　９５万円
４．１０５万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１１）
（設問C）住宅ローンの「フラット３５」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．夫と妻が共有名義で一戸の住宅を購入する場合、夫と妻が連帯債務で借入れすることはできるが、夫と妻がそれぞれの名義で借入れすることはできない。
２．フラット３５は、保証人や保証料は不要であり、繰上げ返済や返済条件の変更を行う場合の手数料も不要である。
３．団体信用生命保険への加入は、フラット３５の融資条件とされておらず、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入しない場合は、借入金利が引き下げられる。
４．借入対象となる住宅および土地について、夫が融資を申し込み、自己資金を準備した妻と共有名義にする場合、夫の共有持分の割合は問われない。

（問題１２）
（設問D）日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．融資限度額内であれば、複数回に分けて借入れすることができる。
２．融資の対象となる資金使途として、学生の国民年金保険料も認められている。
３．日本学生支援機構の奨学金と併用することができる。
４．在学期間中は、元金の返済および利息の支払いを据え置くことができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１３）

（設問Ｅ）日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を以下の＜資料＞のとおり受けた場合、返還する割賦金の月賦分（ア）と半年賦分（イ）の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、割賦金の計算に当たっては、円未満の端数は切り捨てること。

＜資料＞

貸与月額：４０,０００円
貸与月数：７２ヵ月
返還方式：定額返還方式
割賦方法：月賦・半年賦併用返還
※月賦分貸与金額は貸与総額の２分の１とし、残り２分の１を半年賦分貸与金額とする。

○割賦金の計算式
割賦金＝貸与金額÷返還回数
※返還回数（月賦分）＝返還年数×１２
返還回数（半年賦分）＝返還年数×２
※返還年数は、貸与総額を［奨学金返還年数算出表］における割賦金の基礎額で除して求める（小数点以下切捨て）。

［奨学金返還年数算出表］

貸与総額	割賦金の基礎額
１,３００,００１円～１,５００,０００円	１１０,０００円
１,５００,００１円～１,７００,０００円	１２０,０００円
１,７００,００１円～１,９００,０００円	１３０,０００円
１,９００,００１円～２,１００,０００円	１４０,０００円
２,１００,００１円～２,３００,０００円	１５０,０００円
２,３００,００１円～２,５００,０００円	１６０,０００円
２,５００,００１円～３,４００,０００円	１７０,０００円

１.（ア）４,６１５円　（イ）２７,６９２円
２.（ア）７,０５８円　（イ）４２,３５２円
３.（ア）７,５００円　（イ）４５,０００円
４.（ア）９,２３０円　（イ）５５,３８４円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１４）

（設問Ｆ）柴田さんは、２０２６年６月に国内旅行代金２０万円、同年８月にエアコンの購入代金１０万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。柴田さんの返済に係る下表の空欄（ア）にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割計算し、円未満の端数は切り捨てること。

＜返済条件＞

利息：前月末の残高に対して年利１５％

毎月返済額：３万円（元利定額払い）

＜元利定額リボルビング払い返済表＞　（単位：円）

返済年月	返済額			月末残高
		利息	元金	
２０２６年６月	－	－	－	２００,０００
７月	３０,０００			
８月	３０,０００			
９月	３０,０００			
１０月	３０,０００			
合計（７～１０月）		（　ア　）		－

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

１．　７,９１９
２．　９,１６９
３．１０,４３５
４．１１,７１６

（問題１５）

（設問Ｇ）国民生活センターに設置されている紛争解決委員会に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の結果の概要は、紛争解決委員会が必要と認める場合、あらかじめ当事者の意見を聴くことなく公表することができる。
２．紛争解決委員会の和解仲介手続および仲裁手続は、非公開で行われる。
３．紛争解決委員会の仲裁委員による仲裁判断に不服がある場合でも、原則として不服申立てを行うことはできない。
４．紛争解決委員会は、和解または仲裁判断で定められた義務について権利者の申出があり、相当と認めるときは、その義務を履行するよう義務者に勧告することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問５

働き方とその関連法令に関する以下の設問Ａ～Ｆについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題１６）

（設問Ａ）労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、時間外労働の上限規制の適用の猶予および除外については考慮しないものとする。

１．労働基準法では法定労働時間が定められており、労働時間は原則として、休憩時間を除き１日につき８時間、１週間につき４０時間を超えてはならない。
２．三六協定で定めることができる時間外労働の上限は、原則として月４５時間および年３６０時間とされ、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない。
３．時間外労働と休日労働の時間数の合計は、１年を通して常に、月８０時間を超えることはできない。
４．特別条項のある三六協定を締結し、労働基準監督署へ届け出た事業場については、年７２０時間を上限に、年６ヵ月まで月４５時間を超えて時間外労働をさせることができる。

（問題１７）

（設問Ｂ）最低賃金法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．特定最低賃金は、特定の産業に対して適用される最低賃金であり、適用を受ける事業場の地域について決定された地域別最低賃金の額を上回るものでなければならない。
２．１ヵ月以内の期間で計算し支給される業績連動の賃金は、最低賃金の対象とならない。
３．使用者は、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金を、都道府県労働局長の許可を受けて減額することができる。
４．賃金が、時間以外の期間または出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その賃金を１時間当たりの金額に換算して最低賃金の規定を適用する。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１８）

（設問Ｃ）妹尾さん（５７歳）は、２０２６年９月末日に２３年間継続勤務していたＨＡ株式会社を自己都合により退職し、公共職業安定所へ求職の申込みを行った。以下の＜資料＞に基づいて計算した妹尾さんに支給される雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、妹尾さんはこれまで基本手当を受けたことはない。また、賃金日額および基本手当の日額に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

＜資料＞

［妹尾さんの２０２６年２月から９月までの給与等の状況］　（単位：円）

月別実出勤日数		基本給	歩合給	時間外手当	通勤手当
２月分	１８日	３２０，０００	５０，０００	１８，０００	１９，０００
３月分	２１日	３２０，０００	７０，０００	２５，０００	２０，０００
４月分	２１日	３４０，０００	６０，０００	２３，０００	２０，０００
５月分	１８日	３４０，０００	５０，０００	２０，０００	２０，０００
６月分	１２日	２０４，０００	２０，０００	０	１２，０００
７月分	０日	０	０	０	０
８月分	１０日	１７０，０００	１０，０００	０	１０，０００
９月分	１９日	３４０，０００	３０，０００	１０，０００	２０，０００
合計	１１９日	２，０３４，０００	２９０，０００	９６，０００	１２１，０００

※妹尾さんには基本給のほか、各月の業績に応じた歩合給が支払われていた。

※６月半ばに急病のため入院し、８月中旬に職場復帰した。年次有給休暇を消化した後は欠勤となったため、６月分および８月分の基本給、通勤手当は日割計算した額となっている。また、７月は全休であったため、給与の支給はない。

※その他の支給額：賞与（２０２６年６月末日）　６８０，０００円

退職金（２０２６年９月末日）　１０，０００，０００円

※賃金締切日は月の末日、賃金支払日は当月末日であるものとする。

※便宜上、実出勤日数と賃金支払基礎日数は同じであるものとする。

［基本手当の日額の計算式（離職時の年齢が４５歳以上６０歳未満）］

賃金日額（W）	基本手当の日額
３，０１４円以上　５，３４０円未満	０．８W
５，３４０円以上　１３，１４０円以下	０．８W－０．３｛(W－５，３４０）／７，８００｝W
１３，１４０円超　１７，７４０円以下	０．５W
１７，７４０円（上限額）超	８，８７０円（上限額）

１．６，０８６円

２．６，２８６円

３．６，５１３円

４．６，５７０円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１９）

（設問Ｄ）労働者災害補償保険の休業補償給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．休業補償給付を受ける権利は、これを行使することができる休業の日ごとにその翌日から２年を経過したときは、時効によって消滅する。
２．休業補償給付の支給額は、賃金が支払われない場合、休業１日につき給付基礎日額の１００分の７０に相当する額となる。
３．休業補償給付を受ける労働者が同一の負傷または疾病により障害厚生年金または障害基礎年金を受けることができるときは、休業補償給付は全額支給され、障害厚生年金または障害基礎年金の額が減額調整される。
４．休業補償給付は原則として、労働者が業務上の負傷または疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第５日目から支給される。

（問題２０）

（設問Ｅ）育児・介護休業法に基づく労働者の育児支援制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、労使協定は締結されていないものとする。

１．子の看護等休暇の対象となる子は小学校３年生修了前の子であり、取得事由には、感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式・卒園式への参加も含まれる。
２．労働者が子の養育のために請求することにより事業主に所定外労働の制限が課される場合の子とは、小学校３年生修了前の子である。
３．常時雇用する労働者数が３００人を超える事業主には、男性労働者の育児休業取得状況の公表が義務付けられている。
４．事業主は、３歳未満の子を養育する労働者が在宅勤務やサテライトオフィス勤務を選択できる措置を講ずるよう努めなければならない。

（問題２１）

（設問Ｆ）育児・介護休業法に基づく介護休業および介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、労使協定は締結されていないものとする。

１．要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
２．対象家族は、労働者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母であり、当該労働者と同居し、かつ当該労働者によって扶養されていることが要件とされている。
３．介護休業は、労働者が事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族１人につき、通算して９３日に達するまで、３回を上限として分割して取得することができる。
４．介護休暇は、時間単位で取得することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問６

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問Ａ～Ｆについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

（問題２２）

（設問Ａ）以下の＜資料＞に基づき、三上さん（４４歳）の２０２６年４月の賃金額等に基づいて計算される健康保険料等（子ども・子育て支援金を含む)、厚生年金保険料および雇用保険料の被保険者負担分の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞

［三上さんおよびＰＡ株式会社のデータ］

・ 三上さんはＰＡ社（一般の事業）の正社員で、協会けんぽの被保険者である。
・ 三上さんの２０２６年４月の標準報酬月額は３８０,０００円である。
・ 三上さんの２０２６年４月の賃金総支給額は３９０,０００円である。

［健康保険・厚生年金保険標準報酬月額と保険料（被保険者負担分)］　（単位：円）

標準報酬月額	健康保険料		子ども・子育て支援金	厚生年金保険料
	介護保険第２号被保険者に該当しない場合	介護保険第２号被保険者に該当する場合		
３８０,０００	１８,７１５	２１,７９３	４３７	３４,７７０

［雇用保険料率］

事業の種類	被保険者負担率（①）	事業主負担率（②）	雇用保険料率（①＋②）
一般の事業	５／１,０００	８.５／１,０００	１３.５／１,０００

１．５５,８７２円
２．５８,５１３円
３．５８,９００円
４．５８,９５０円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２３）

（設問Ｂ）宇野和仁さんは、妻の仁美さんと母の京子さんの３人でHM市に居住している（同一世帯である）。以下の＜資料＞に基づく宇野さん一家の２０２６年度分の介護保険料（年額）の合計額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

［宇野さん一家のデータ］

氏名	続柄	年齢	前年（２０２５年）の収入	市民税
宇野　和仁	本人 （世帯主）	６７歳	・ 給与収入　３００万円 ・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金　１９０万円	課税
宇野　仁美	妻	６６歳	・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金　９０万円	非課税
宇野　京子	母	９０歳	・ 老齢基礎年金　６０万円 ・ 遺族厚生年金　７０万円	非課税

※和仁さんの給与所得控除額は、給与収入金額×３０％＋８万円である。
※公的年金等控除額は３人とも１１０万円である。
※上記のほかに収入はない。

［HM市の介護保険第１号被保険者の所得段階別保険料（一部抜粋)］

所得段階	対象となる人	介護保険料 （年額）
第１段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×０．２０
	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が８０万円以下の人	
第２段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が８０万円を超え１２０万円以下の人	基準額×０．３５
第３段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が１２０万円を超える人	基準額×０．６０
第４段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が８０万円以下の人	基準額×０．９０
第５段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が８０万円を超える人	基準額 （７２，０００円）
第６段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が１２０万円未満の人	基準額×１．１５
第７段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満の人	基準額×１．２５
第８段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満の人	基準額×１．４５
第９段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が３２０万円以上の人	基準額×１．６５

※表中の「課税年金収入額」とは、市民税が課税される公的年金等の収入金額である。
※合計所得金額に対する調整は考慮しないものとする。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

１．２４１,２００円
２．２４８,４００円
３．２５５,６００円
４．２６２,８００円

（問題２４）
（設問Ｃ）介護保険法に基づく介護保険料に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における医療保険の保険者は協会けんぽとする。

１．第２号被保険者の保険料は、被保険者が加入する医療保険の保険者が徴収を行い、市町村は徴収を行わない。
２．第１号被保険者の保険料は、老齢（退職）・障害・遺族年金からの特別徴収（天引き）が原則であり、年額１８万円以上の年金受給者がその対象となる。
３．会社員が６５歳前と同じ会社に６５歳以降も継続して勤務する場合、保険料は引き続きその者が加入する医療保険の保険者が徴収を行う。
４．要介護（要支援）認定を受けた第１号被保険者が、介護保険料を納期限から１年間滞納した場合は、原則として、介護保険サービスを利用する際の費用が一時的に全額自己負担となる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２５）

（設問D）ＨＢ株式会社に３年前から勤務する細川さんに支払われた２０２６年３月から１０月までの給与が以下の＜資料＞のとおりである場合、細川さんの健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定および随時改定に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

［細川さんの２０２６年３月から１０月までの給与等の状況］　（単位：円）

	基本給	時間外手当	通勤手当	合計
３月	２３０,０００	１１,０００	１７,０００	２５８,０００
４月	２３０,０００	２０,０００	１９,０００	２６９,０００
５月	２３０,０００	１７,０００	１９,０００	２６６,０００
６月	２３０,０００	１３,０００	１９,０００	２６２,０００
７月	２３０,０００	２２,０００	１９,０００	２７１,０００
８月	２５５,０００	２８,０００	１９,０００	３０２,０００
９月	２５５,０００	２４,０００	１９,０００	２９８,０００
１０月	２５５,０００	２２,０００	１９,０００	２９６,０００

※上記に記載のないものの支払いはない。

※２０２６年３月の標準報酬月額は、２４０,０００円である。

※賃金締切日は月末で、支払日は翌月２５日である。

※昇給・昇格は、年１回７月に行われ、８月の支払いから反映される。

※通勤経路の鉄道運賃の値上げにより、４月の支払いから通勤手当が増額された。

※２０２６年３月から１０月の報酬の支払基礎日数は、いずれの月も１７日以上である。

※細川さんは、資格取得時決定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。

［標準報酬月額等級表］　（単位：円）

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
１９	１６	２４０,０００	２３０,０００～２５０,０００	
２０	１７	２６０,０００	２５０,０００～２７０,０００	
２１	１８	２８０,０００	２７０,０００～２９０,０００	
２２	１９	３００,０００	２９０,０００～３１０,０００	

細川さんの標準報酬月額は、定時決定により９月から（　ア　）となり、随時改定により（　イ　）から（　ウ　）となる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

１．（ア）２４０,０００円　（イ）１０月　（ウ）２８０,０００円
２．（ア）２４０,０００円　（イ）１１月　（ウ）２８０,０００円
３．（ア）２６０,０００円　（イ）１０月　（ウ）３００,０００円
４．（ア）２６０,０００円　（イ）１１月　（ウ）３００,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２６）

（設問Ｅ）室井翔太さんは、２０２６年１２月末に６０歳定年を迎えた後も、継続雇用制度を利用して２０２７年１月から６５歳になるまで働く予定である。以下の＜資料＞に基づく室井さん夫婦（同一世帯）の社会保険の適用や給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。また、本設問における協会けんぽの被保険者とは、一般の被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者以外の被保険者）のことをいい、雇用保険の被保険者とは、一般の被保険者（高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者）のことをいう。

＜資料＞

［室井さん夫婦のデータ］

氏名	続柄	備考
室井　翔太	本人	・ １９６６年１２月２７日生まれ（５９歳） ・ ＭＡ社に１９８９年入社後、現在まで引き続き勤務しており、厚生年金保険、協会けんぽおよび雇用保険の被保険者である。
室井　明子	妻	・ １９６９年8月１５日生まれ（５７歳） ・ 翔太さんに生計を維持されている。 ・ 現在は無職で国民年金の第３号被保険者である。 ・ ２０２７年１月からＭＢ社でパート勤務の予定である。

［翔太さんのＭＡ社における勤務形態等］

＜定年前＞

・ １日８時間、週５日勤務
・ 月額給与：３５０，０００円

＜継続雇用後＞

・ １年ごとの契約更新
・ １日５時間、週５日勤務
・ 月額給与：２００，０００円

ＭＡ社は特定適用事業所であり、通常の労働者の週の所定労働時間は４０時間である。

［明子さんのＭＢ社における勤務形態等］

・ １日５時間、週３日勤務
・ 月額給与：９０，０００円

ＭＢ社は特定適用事業所であり、通常の労働者の週の所定労働時間は４０時間である。また、ＭＢ社は協会けんぽの適用事業所である。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

１．翔太さんは、継続雇用後はＭＡ社において厚生年金保険および協会けんぽの被保険者となる。
２．翔太さんは、継続雇用後において高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる。
３．明子さんは、翔太さんの継続雇用後において国民年金の第３号被保険者となる。
４．明子さんは、ＭＢ社において雇用保険の被保険者となる。

（問題２７）

（設問Ｆ）健康保険および厚生年金保険における適用事業所に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．個人経営の事業所であって常時使用する従業員が５人の飲食店は、強制適用事業所となる。
２．個人経営の事業所であって常時使用する従業員が８人の弁護士事務所は、強制適用事業所となる。
３．任意適用事業所は、当該事業所に使用される者の過半数の同意を得た事業主が厚生労働大臣に申請し認可を受けることで、適用事業所でなくなることができる。
４．法人の事業所が、従業員の退職により常時使用する従業員が１人となった場合、任意適用事業所の認可があったものとみなされる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問７

公的医療保険に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

（問題２８）

（設問Ａ）協会けんぽの被扶養者の認定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については被扶養者となる要件を満たしているものとする。また、扶養認定日は２０２６年４月１日以降とする。

１．被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫以外の３親等内の親族については、主として被保険者により生計を維持され、被保険者と同一の世帯に属していることが被扶養者の認定要件とされる。
２．被保険者の配偶者が１９歳以上２３歳未満である場合、被扶養者の認定における年間収入の基準は１５０万円未満とされている。
３．被扶養者の年間収入が一時的な残業による賃金により認定基準を超えた場合、被扶養者の認定は直ちに取り消される。
４．被扶養者の認定における年間収入の算定において、雇用保険の基本手当は被扶養者の収入に含まれるものとされる。

（問題２９）

（設問Ｂ）協会けんぽの任意継続被保険者の資格の喪失に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．任意継続被保険者となった日から起算して２年を経過した場合、２年を経過した日の翌日に資格を喪失する。
２．初めて納付すべき保険料を除き、任意継続被保険者が保険料を納付期日までに納付しなかった場合、原則として納付期日の翌日に資格を喪失する。
３．任意継続被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した場合、その日に資格を喪失する。
４．国民健康保険に加入するという理由で、任意継続被保険者の資格を喪失することはできない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３０）

（設問Ｃ）協会けんぽの被保険者である桑原さんは、私傷病により２０２６年１０月２日に労務不能となり、同月に１５日間欠勤し、傷病手当金を請求した。以下の＜資料＞に基づき、桑原さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日について資格手当以外の報酬は支払われないものとする。

＜資料＞

［桑原さんの２０２６年１０月の勤務状況］

日	月	火	水	木	金	土
				１ ○出勤	２ ×欠勤	３ 公休日
４ 公休日	５ ×欠勤	６ ○出勤	７ ×欠勤	８ ×欠勤	９ ×欠勤	１０ 公休日
１１ 公休日	１２ 公休日	１３ ×欠勤	１４ ×欠勤	１５ ×欠勤	１６ ×欠勤	１７ 公休日
１８ 公休日	１９ ×欠勤	２０ ○出勤	２１ ○出勤	２２ ×欠勤	２３ ×欠勤	２４ 公休日
２５ 公休日	２６ ×欠勤	２７ ×欠勤	２８ ×欠勤	２９ ○出勤	３０ ○出勤	３１ 公休日

※１０月３１日を除く公休日は、すべて労務不能であった。

［桑原さんの標準報酬月額］

２０２４年１０月～２０２６年８月：３６０,０００円

２０２６年９月～２０２６年１０月：３８０,０００円

［桑原さんに１０月に支払われた手当（月額）］

資格手当：３０,０００円

［傷病手当金の１日当たりの額の計算式（円未満四捨五入）］

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した１２ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}\times\frac{1}{30}}_{\text{１０円未満四捨五入}}\times\frac{2}{3}$$

１．　９９,０２２円

２．１２０,２４１円

３．１４８,５３３円

４．１６９,５３３円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３１）

（設問Ｄ）協会けんぽの被保険者資格喪失後の継続給付、出産および死亡に係る給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとし、被保険者であった期間については任意継続被保険者ではなかったものとする。

１．出産手当金の資格喪失後の継続給付を受けるには、被保険者資格喪失日の前日まで引き続き１年以上被保険者であったことが必要であるが、この被保険者であった期間は、転職をして保険者が異なる場合は通算されない。

２．被保険者資格喪失日の前日まで引き続き１年以上被保険者であった人の被扶養者となっていた人が、被保険者の資格喪失日後６ヵ月以内に出産した場合、家族出産育児一時金の支給を受けることができる。

３．傷病手当金の資格喪失後の継続給付を受けている者が、労務可能となったことによって傷病手当金が不支給となり、その後同一の傷病によって再び労務不能となった場合、支給期間内であれば傷病手当金が再び支給される。

４．被保険者であった者が資格喪失の日後３ヵ月以内に死亡した場合には、資格喪失前の被保険者期間にかかわらず、埋葬料または埋葬費が支給される。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問８

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問Ａ～Ｉについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

［第１号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）］

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭３６．４．２～昭３７．４．１	－	６５歳	－	６２歳
昭３７．４．２～昭３８．４．１	－	〃	－	６３歳
昭３８．４．２～昭３９．４．１	－	〃	－	〃
昭３９．４．２～昭４０．４．１	－	〃	－	６４歳
昭４０．４．２～昭４１．４．１	－	〃	－	〃
昭４１．４．２以降	－	〃	－	６５歳

［特別支給の老齢厚生年金の計算式］

（１）定額部分：１，７６６円×被保険者期間の月数（上限４８０月）

（２）報酬比例部分：（ア）＋（イ）

（ア）２００３（平成１５）年３月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{２００３（平成１５）年３月以前の被保険者期間の月数}$$

（イ）２００３（平成１５）年４月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{２００３（平成１５）年４月以後の被保険者期間の月数}$$

［経過的加算の額の計算式］

$$\text{定額部分相当額}－８４７,３００\text{円} \times \frac{\text{２０歳以上６０歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480\text{月}}$$

［老齢厚生年金の配偶者の加給年金額］　４２３，７００円

［老齢基礎年金の満額］　８４７，３００円

［老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）］

受給権者の生年月日	振替加算額
１９６０（昭和３５）年４月２日～１９６１（昭和３６）年４月１日	２２，６７３円
１９６１（昭和３６）年４月２日～１９６６（昭和４１）年４月１日	１６，３３５円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３２）

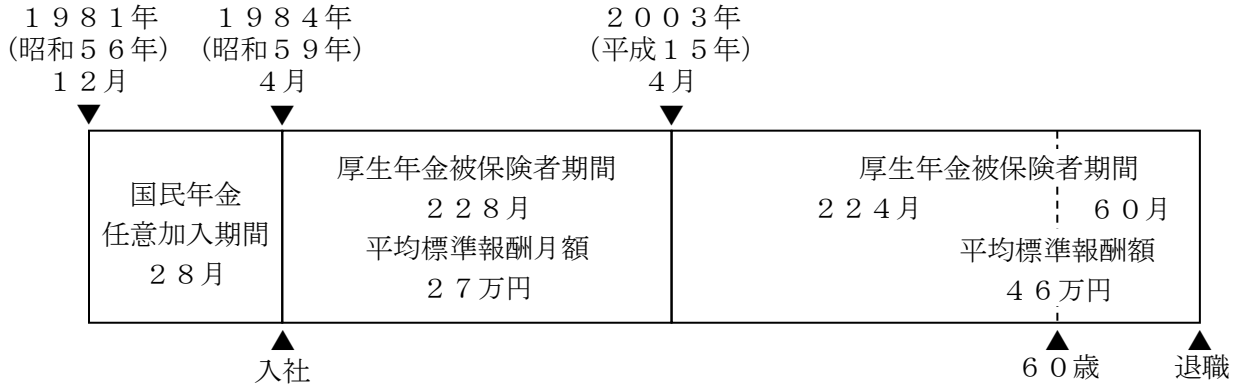
（設問Ａ）会社員の千田新之助さんが６５歳に達する日に会社を退職する場合、以下の＜資料＞に基づき、新之助さんが６５歳時点において受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

［千田さん夫婦のデータ］

氏名	続柄	備考
千田　新之助	本人	・　１９６１（昭和３６）年１２月２８日生まれ（６４歳） ・　２０歳から大学を卒業するまで、国民年金に任意加入して保険料を納めた。 ・　１９８４（昭和５９）年４月にＺＡ社に入社（厚生年金加入）し、６５歳に達する日まで厚生年金に加入して働く予定である。
千田　昭子	妻	・　１９６４（昭和３９）年４月１７日生まれ（６２歳） ・　厚生年金に加入したことはない。 ・　１９９５（平成７）年１１月に新之助さんと結婚した以降、新之助さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

［新之助さんの公的年金加入歴等］



※新之助さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

※新之助さんおよび昭子さんは障害の状態にない。

１．２,０５１,７５９円

２．２,４２６,０３３円

３．２,４７５,４５９円

４．２,５３１,９７１円

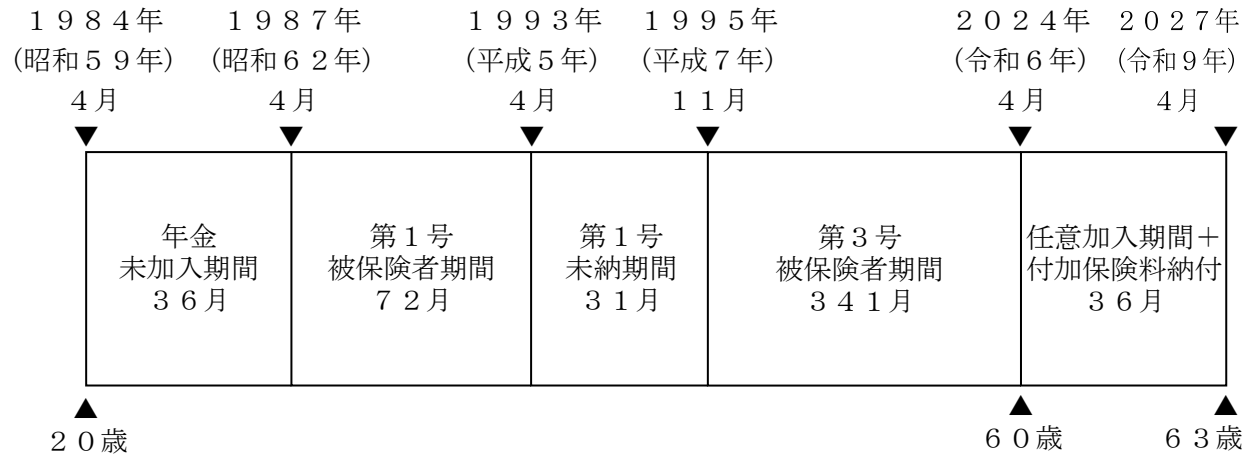
©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３３）

（設問Ｂ）（問題３２）の昭子さんは、６３歳に達した月に老齢基礎年金の繰上げ請求を行おうと考えている。昭子さんの公的年金加入歴が以下の＜資料＞のとおりである場合、昭子さんが６３歳時点において受け取ることができる繰上げ受給の老齢給付の額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

［昭子さんの国民年金加入歴］



※昭子さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

※未納期間を除く第１号被保険者期間および任意加入期間については保険料を納めているものとする。

１．６５９,０４４円

２．７１６,４９１円

３．７２３,０００円

４．７３７,７６７円

（問題３４）

（設問Ｃ）ＨＪ株式会社において厚生年金に加入している大垣さん（６６歳）は、６５歳の定年後も老齢年金を受給しながら働き続けている。以下の＜資料＞に基づき、大垣さんが現時点において受け取ることができる在職老齢年金制度による調整後の老齢厚生年金額（年額）として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞

［大垣さんのデータ］

- 報酬月額：５１０,０００円（標準報酬月額：５００,０００円）
- 賞与：直近１年間に２回、各５４０,０００円（各回の標準賞与額：５４０,０００円）
- 厚生年金の加入歴がない配偶者（６１歳）の生計を維持している。
- 老齢厚生年金の額（年額）：２,０２６,４５０円

（内訳）
- 報酬比例部分の額：１,５６０,０００円
- 経過的加算額：４２,７５０円
- 配偶者加給年金額：４２３,７００円

［在職老齢年金制度による調整後の報酬比例部分の支給額（月額）の計算式］

報酬比例部分の支給額（月額）＝基本月額※1－支給停止額（月額）

支給停止額（月額）＝（基本月額※1＋総報酬月額相当額※2－６５万円）×１／２

※１：加給年金額および経過的加算額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

※２：標準報酬月額＋その月以前１年間の標準賞与額の合計÷１２月

１．１,１８６,４５０円
２．１,３７３,２２０円
３．１,６０６,４５０円
４．１,８７６,４５０円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３５）

（設問D）北村さん夫婦は、老齢年金の受給開始時期について検討している。以下の＜資料＞に基づく老齢年金の繰上げ受給、繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

［北村さん夫婦のデータ］

氏名	続柄	備考
北村　武	夫	・　１９６５（昭和４０）年８月２７日生まれ（６１歳） ・　１９８８（昭和６３）年４月にＭＣ株式会社に入社（厚生年金に加入）し、７０歳に達する月の末日まで継続して働く予定である。
北村　百合	妻	・　１９６８（昭和４３）年４月１５日生まれ（５８歳） ・　１９９１（平成３）年４月にＭＲ株式会社に入社（厚生年金に加入）し、２８歳に達した月の末日まで継続して働いた。 ・　ＭＲ社退職後は国民年金の第３号被保険者である。

※北村さん夫婦に子はいない。

※北村さん夫婦は障害の状態にない。

※北村さん夫婦に上記以外の公的年金加入期間はない。

１．武さんが、老齢厚生年金の繰上げ受給の請求をする場合、同時に老齢基礎年金についても繰上げ受給の請求をしなければならないが、繰下げ受給の申出をする場合は、いずれか一方のみを選択して繰下げ受給の申出をすることができる。

２．武さんが老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をする場合、加給年金額についても、繰下げによる増額率が適用される。

３．百合さんが６０歳到達時に老齢基礎年金の繰上げ受給を請求する場合、その後、本来の老齢基礎年金の額が満額になるまで、国民年金に任意加入することができる。

４．百合さんが老齢基礎年金の繰下げ受給の申出をする場合、振替加算額は増額されずに、老齢基礎年金の支給開始時から加算される。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３６）

（設問Ｅ）障害年金の支給要件に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、老齢年金は繰上げ請求していないものとする。

１．初診日が２０歳前にある傷病により、２０歳に達した日（障害認定日が２０歳に達した日後の場合は障害認定日）に障害等級の１級または２級の状態にある場合に支給される障害基礎年金は、受給権者の所得にかかわらず支給される。

２．障害認定日において障害等級に該当しなかった人が、その後６５歳に達する日の前日までの間に障害の状態が重くなり障害等級に該当することになった場合は、６５歳に達する日の前日までの間に事後重症として障害年金の支給を請求することができる。

３．先に発症した傷病によって障害状態にある人が、その後、厚生年金加入中に初診日がある新たな傷病により、６５歳に達する日の前日までの間に両方の傷病を合わせて初めて障害等級の１級、２級または３級に該当するときは、併合した障害の程度による障害厚生年金が支給される。

４．厚生年金加入中に初診日がある傷病が、その初診日から起算して１０年以内に治った（症状固定した）ときに、その傷病により障害等級の３級より軽度の一定の障害状態にある場合、障害手当金として一時金が支給される。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３７）

（設問Ｆ）ＺＬ株式会社に勤務していた木内浩二さんは、在職中の２０２６年５月２５日に病気のため死亡した。以下の＜資料＞に基づき、浩二さんが死亡した時点において妻の洋子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、保険料納付要件および生計維持要件は満たしているものとする。

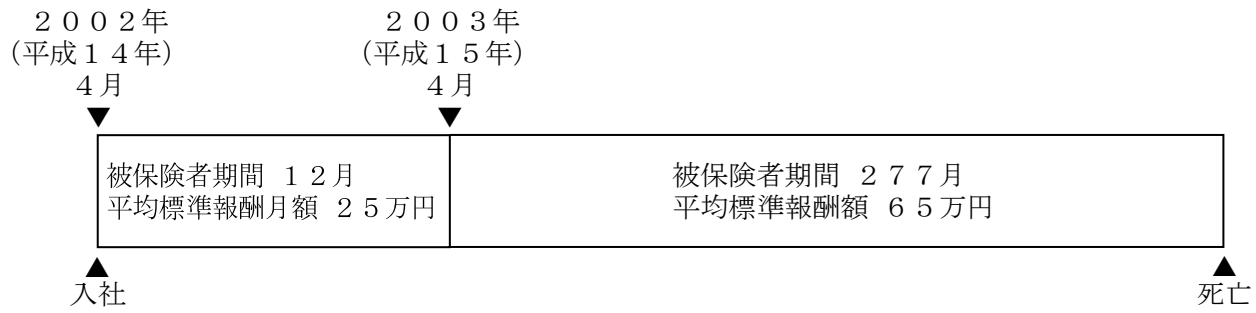
＜資料＞

［木内家のデータ］

氏名	続柄	備考
木内　浩二	夫	・１９７７（昭和５２）年９月１０日生まれ（死亡当時４８歳） ・大学院修了後の２４歳から死亡するまでＺＬ社に勤務し、厚生年金に加入していた。
木内　洋子	本人 （妻）	・１９８０（昭和５５）年８月２２日生まれ（４６歳） ・２５歳の時に浩二さんと結婚し、以後就労していない。
木内　博美	長女	・２００７（平成１９）年６月１５日生まれ（１９歳・大学生）
木内　康太	長男	・２００９（平成２１）年７月２３日生まれ（１７歳・高校生）

※木内さん家族は同一世帯であり、いずれも障害の状態にない。

［浩二さんの厚生年金加入歴等］



［遺族厚生年金額の計算式］

（①＋②）×３／４

① ２００３（平成１５）年３月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{２００３（平成１５）年３月以前の被保険者期間の月数}$$

② ２００３（平成１５）年４月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{２００３（平成１５）年４月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が３００月未満の場合は、３００月とみなして計算する。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

［中高齢寡婦加算の額］　６３５,５００円
［遺族基礎年金の額］　　８４７,３００円
［子の加算額］　第１子、第２子　１人当たり　２４３,８００円
　　第３子以降　　１人当たり　　８１,３００円

１．１,８４７,２７２円
２．１,８７６,０５３円
３．２,１１９,８５３円
４．２,５１１,５５３円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３８）

（設問G）個人事業主である布施竜一さんは、２０２６年１０月１４日に病気のため死亡した。以下の＜資料＞に基づき、竜一さんの死亡により遺族が受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

［布施家のデータ］

氏名	続柄	備考
布施　竜一	夫	・ １９６７（昭和４２）年２月２５日生まれ（死亡当時５９歳） ・ ２０歳から死亡するまでの間、国民年金の第１号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付した。 ・ 厚生年金の加入歴はなく、障害基礎年金の支給を受けたことはない。
布施　智花	妻	・ １９６８（昭和４３）年１２月７日生まれ（５７歳） ・ 高校卒業後、１８歳で就職し７年間厚生年金に加入したが、２５歳の時に竜一さんと結婚し、退職した。 ・ 結婚後は国民年金の第１号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付している。
布施　陽介	長男	・ １９９８（平成１０）年４月１９日生まれ（２８歳・会社員） ・ ２０歳から２２歳で大学を卒業するまでの間は国民年金の第１号被保険者として、学生納付特例の適用を受けていた。 ・ 大学卒業後に就職し、現在まで継続して厚生年金に加入している。

※智花さんは結婚後、竜一さんが死亡するまで竜一さんに生計を維持されていた。

※陽介さんは竜一さんの死亡当時、竜一さんと生計を同じくしていた。

１．智花さんが死亡一時金の請求を行わず、寡婦年金の受給を選択した場合、その死亡一時金の受給権は次順位の遺族に当たる陽介さんに移る。

２．智花さんが寡婦年金を受給する場合、智花さんが６０歳に達する日の属する月の翌月である２０２９年１月分から受給することができる。

３．智花さんが寡婦年金を受給中、収入が大幅に増え、年収８５０万円以上になった場合でも、そのことにより、寡婦年金が支給停止となることはない。

４．智花さんが死亡一時金を受給する場合、竜一さんは付加保険料を３年以上納付しているため、死亡一時金に８，５００円が加算される。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３９）

（設問H）遺族年金とその他の公的年金等との支給調整等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、２０２６年４月１日以後の死亡とし、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

１．遺族厚生年金の受給権者が障害基礎年金の受給権を有する場合、受給権者の年齢にかかわらず遺族厚生年金と障害基礎年金は併給される。
２．６５歳以上の者が、老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権を有する場合、老齢厚生年金は全額支給され、遺族厚生年金は当該老齢厚生年金の額に相当する額が支給停止される。
３．同一の支給事由による遺族基礎年金と死亡一時金は、両方受給することができる。
４．遺族厚生年金の受給権者が、雇用保険の基本手当を受給する場合、遺族厚生年金の全額が支給停止となる。

（問題４０）

（設問Ｉ）離婚時の年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．合意分割における標準報酬総額の按分割合は、当事者双方の協議によって限度なく自由に定めることができる。
２．２００８年４月１日前の婚姻期間については、３号分割の対象とはならず、合意分割の対象となる。
３．分割される者が障害厚生年金の受給権者である場合は、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる期間を対象とした３号分割をすることはできない。
４．老齢厚生年金に加給年金額を加算する要件である被保険者期間には、年金分割によって被保険者期間であったものとみなされた期間は算入しない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問９

企業年金や退職金等に関する以下の設問Ａ～Ｆについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題４１）

（設問Ａ）確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．老齢給付金の支給要件を満たす人であって支給の請求をしていない人は、規約で定めるところにより、事業主等に老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。
２．老齢給付金を受給する権利は、障害給付金の支給を受けた場合には消滅する。
３．遺族給付金を受けることができる遺族とされる配偶者には、給付対象者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。
４．５０歳未満の人に対して老齢給付金を支給することを規約に定めることはできない。

（問題４２）

（設問Ｂ）個人型確定拠出年金（以下「ｉＤｅＣｏ」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．海外居住者は、ｉＤｅＣｏに加入することはできない。
２．ｉＤｅＣｏの老齢給付金の受給開始時期は、６０歳以上７０歳以下で選択することができる。
３．ｉＤｅＣｏの老齢給付金および障害給付金は、規約に定めることにより、年金または一時金として受け取ることができるが、年金と一時金を組み合わせて受け取ることはできない。
４．ｉＤｅＣｏの障害給付金は、加入者等が所定の要件を満たし、所定の期間内において障害等級１級または２級の状態になった場合に受給することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４３）

（設問Ｃ）自営業者の近藤さん（３２歳５ヵ月）は、老後の年金が老齢基礎年金のみであることに不安を感じており、国民年金基金への加入を検討している。近藤さんが現時点で以下の＜資料＞のとおり国民年金基金に加入した場合、６５歳時点で受給することができる年金額（年額）として、正しいものはどれか。なお、受給年金額（年額）は百円未満を四捨五入すること。

＜資料＞

［給付の型と加入口数］

給付の型		加入口数	受給年金月額（１口当たり）		給付の内容
１口目	A型	１口	２０,０００円	６５歳～終身	１５年保証期間付
２口目以降	A型	１口	１０,０００円	６５歳～終身	１５年保証期間付
	Ｉ型	２口	１０,０００円	６５歳～８０歳	１５年確定年金

［加算額の計算］

５０歳未満の人が誕生月以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額（年額）＝単位加算額×加算月数×加入口数

※加算月数は、加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額	
	１口目の年金	２口目以降の年金
３２歳	１口　９００円	１口　４５０円
３３歳	１口　９２８円	１口　４６４円

１．６１１,３００円

２．６１２,６００円

３．６１５,８００円

４．６１６,２００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４４）

（設問D）中小法人の役員である増田さん（６３歳）は、老後の生活資金作りのため、小規模企業共済制度に加入中である。以下の＜資料＞に基づき、増田さんが７０歳で役員を退任した場合に受け取ることができる基本共済金（以下「共済金」という）の額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

［増田さんの加入内容等］

・ ４５歳から７０歳になるまで２５年間加入
・ ７０歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る。
・ 掛金月額の推移　４５歳加入時：２０,０００円
　５５歳から　：３０,０００円（１０,０００円増額）
　６０歳から　：５０,０００円（２０,０００円増額）

［共済金に関する事項］

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって決まる。
共済金Ａ：法人役員については、法人が解散したとき
共済金Ｂ：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、６５歳以上で退任したとき、死亡したとき、１８０月以上掛金を払い込んだ者が６５歳以上になったとき

［掛金１口（５００円）当たりの共済金の額］

掛金納付月数	共済金Ａ	共済金Ｂ
６０月	３１,０７０円	３０,７３０円
１２０月	６４,５３０円	６３,０４０円
１８０月	１００,５５０円	９７,０２０円
２４０月	１３９,３２０円	１３２,９４０円
３００月	１８１,０１０円	１７０,７６０円

１．１０,６６９,４００円
２．１０,８９８,４００円
３．１１,２９２,４００円
４．１１,８３２,６００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４５）

（設問Ｅ）中小企業退職金共済制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、要件を満たしているものとする。

１．共済契約者である事業主は、被共済者である従業員の同意を得たとき、または掛金納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたとき、退職金共済契約を解除することができる。

２．掛金月額を１２，０００円から１８，０００円に増額する申込みをすると、原則として増額する月から１年間、増額分６，０００円の３分の２に相当する４，０００円が国から助成される。

３．中小企業退職金共済制度の被共済者とする従業員の年齢は、原則として満６５歳までである。

４．被共済者が退職した場合において、当該被共済者に係る掛金納付月数が２４月に満たないときは、その者に退職金は支給されない。

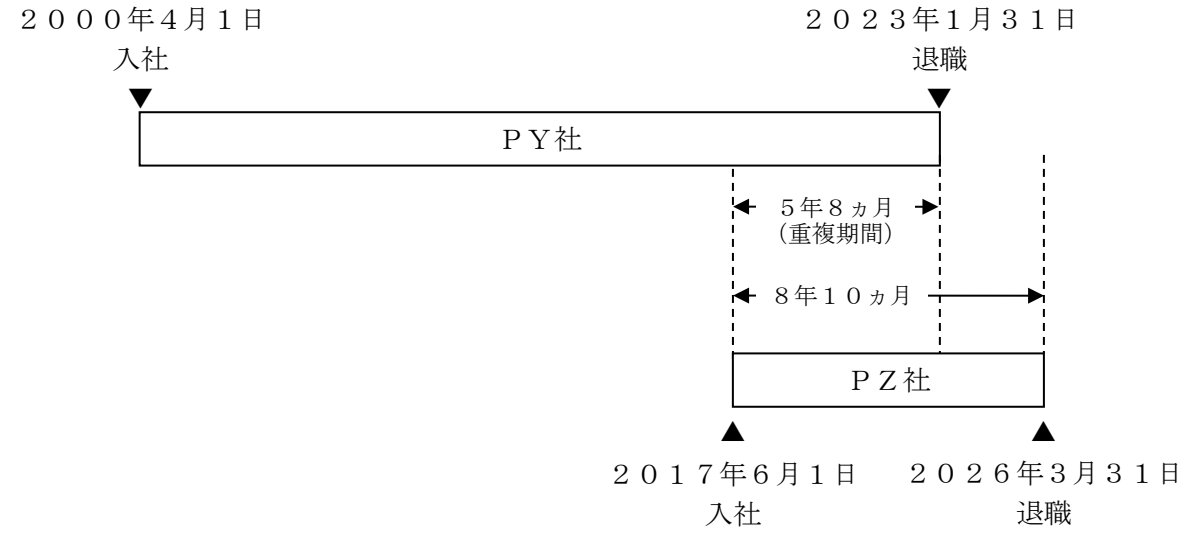
©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４６）

（設問Ｆ）高倉さんは、２０２３年１月３１日にＰＹ株式会社を退職して退職一時金を受け取り、２０２６年３月３１日にＰＺ株式会社を退職して退職一時金５００万円を受け取った。以下の＜資料＞に基づき、高倉さんがＰＺ社から受け取った退職一時金に係る所得税の計算上の退職所得の金額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

［高倉さんの勤続期間等］



・ 特定役員退職手当等に該当するものではない。
・ 障害者になったことに基因する退職ではない。
・ 退職所得に関する手続きについては適正に行われている。
・ ＰＹ社より支給された退職一時金の額は、ＰＹ社の勤続年数に対応する退職所得控除額以上であった。

［ＰＺ社の退職一時金に係る退職所得控除額の計算］

その年に支給された退職手当とその年の前年以前４年以内に支給された退職手当について、計算の基礎としたそれぞれの勤続期間に重複している期間があるときは、その重複期間に対応する退職所得控除額を控除して、その年の退職所得控除額を算出する。従って、高倉さんの退職所得控除額は以下の計算式により算出する。

退職所得控除額＝（イ）－（ロ）

（イ）ＰＺ社の勤続期間に対応する退職所得控除額

（ロ）ＰＹ社とＰＺ社の勤続期間が重複している期間（１年未満の端数切捨て）に対応する退職所得控除額

１．　７０万円
２．１７０万円
３．１９０万円
４．３４０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１０

中小法人の資金計画に関する以下の設問Ａについて、答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題４７）

（設問Ａ）以下の＜ＱＴ社のキャッシュフロー計算書＞は＜ＱＴ社のデータ＞を反映して作成されている。空欄（ア）にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「＊＊＊」にしてある。

＜ＱＴ社のデータ＞

（単位：千円）

勘定科目	前期末残高	当期末残高
貸倒引当金	１００	３００
棚卸資産	１，５００	１，１００

※減価償却費として３００千円が計上される。

＜ＱＴ社のキャッシュフロー計算書＞

（自：２０２５年４月１日　至：２０２６年３月３１日）

（単位：千円）

Ⅰ　営業活動によるキャッシュフロー	
税金等調整前当期純利益	１，０００
減価償却費	＊＊＊
貸倒引当金の増減額	＊＊＊
売上債権の増減額	８００
棚卸資産の増減額	＊＊＊
仕入債務の増減額	５００
小　　計	＊＊＊
利息および配当金の受領額	５０
利息の支払額	▲１００
営業活動によるキャッシュフロー	（　ア　）
（以下省略）	

１．１，７５０

２．１，９５０

３．２，１５０

４．３，１５０

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１１

ＣＦＰ®認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題４８）

（設問Ａ）唐沢翔平さんは、公証役場に出向き、以下の＜条件＞に基づいて、公正証書遺言１通を作成する予定である。＜公正証書作成手数料の表＞に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

＜条件＞

- 翔平さんの推定相続人は、妻、長男および二男である。
- 翔平さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は１３，３００万円である。
- 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- 妻、長男および二男が取得する財産の相続税評価額が法定相続分と同じになるように現金を分割する。
- 祭祀主宰者は長男と指定する。

［遺産分割とその価額］

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を基にした評価額	相続税評価額
妻	甲宅地上の建物	１，８００万円	１，８００万円
	乙宅地上の建物	１，２００万円	１，２００万円
	現金	－	＊＊＊＊万円
長男	甲宅地	３，１００万円	３，７００万円
	現金	－	＊＊＊＊万円
二男	乙宅地	２，１００万円	２，４００万円
	現金	－	＊＊＊＊万円
合計		－	２２，４００万円

※問題作成の都合上、表の一部を「＊＊＊＊」にしてある。

＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
５０万円以下	３，０００円
５０万円を超え１００万円以下	５，０００円
１００万円を超え２００万円以下	７，０００円
２００万円を超え５００万円以下	１３，０００円
５００万円を超え1，０００万円以下	２０，０００円
1，０００万円を超え3，０００万円以下	２６，０００円
3，０００万円を超え5，０００万円以下	３３，０００円
5，０００万円を超え１億円以下	４９，０００円
１億円を超え３億円以下	４９，０００円に超過額5，０００万円までごとに１５，０００円を加算した額
３億円を超え１０億円以下	１０９，０００円に超過額5，０００万円までごとに１３，０００円を加算した額
１０億円を超える場合	２９１，０００円に超過額5，０００万円までごとに9，０００円を加算した額

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※推定相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：１通の公正証書遺言における目的の価額の合計額が１億円を超えないときは、１３，０００円を加算する。

※祭祀主宰者が指定されている場合は、手数料に別途１３，０００円を加算する。

１．１４６，０００円
２．１５９，０００円
３．１７２，０００円
４．１７５，０００円

（問題４９）

（設問Ｂ）高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．入居者本人の要件は、要介護認定または要支援認定を受けている６０歳以上の人とされており、６０歳未満の人は入居できない。
２．賃貸借方式の契約の場合、事業者は、入居者から入居時に敷金を受領することができるが、権利金を受領することはできない。
３．事業者は、契約において前払金の算定の基礎、返還債務の金額の算定方法を明示している場合、入居者から家賃やサービスの対価を前払金で受領することができる。
４．事業者は、入居者が長期入院した場合でも、入居者との合意がなければ入院を理由に賃貸契約の解約をすることはできない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題５０）

（設問Ｃ）各都道府県の社会福祉協議会が行っている「不動産担保型生活資金貸付制度（要保護世帯向けを除く）」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

１．担保となる居住用不動産がマンション等の集合住宅である場合、貸付けの対象とならない。
２．貸付けの対象となる世帯の構成員は、原則として６５歳以上でなければならない。
３．担保となる居住用不動産に賃借権等の利用権が設定されている場合、貸付けの対象とならない。
４．担保となる居住用不動産に借入申込者の子が同居している場合、貸付けの対象となる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止